

国立大学法人長崎大学と公益財団法人長崎県産業振興財団との包括連携に
関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地方創生に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な協力と信頼関係のもとに幅広い分野で相互に協力・連携し、互いが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、地域経済の活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力・連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力・連携する。

- (1) 甲の研究成果等のシーズと地域中小企業のニーズとのマッチングに関すること
- (2) 甲と地域中小企業との共同研究開発推進に関すること
- (3) 地域の知の拠点としての地方創生推進に関すること
- (4) 地域経済の活力の創造に関すること
- (5) 全各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる協力・連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、その効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、2021年3月31日までとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙が本協定の継続に異議がない場合は、さらに有効期間を3年間延長することができる。

（協定の解除）

第6条 本協定について何らかの事情により途中で解除するときは、甲又は乙の申し出に基づき、解除の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議のうえ、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙各自1通を保有する。

2018年11月 1日

国立大学法人長崎大学
学長

河野 茂



公益財団法人長崎県産業振興財団
理事長

田川 伸

